

平成23年6月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成23年6月24日（金） 午前9時30分

2 出席委員

森 武 洋	委員長
三 塚 勉	委員
齋 藤 道 子	委員
三 浦 溥太郎	委員
永 妻 和 子	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	原 田 惠 次
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	野 間 俊 行
教育総務部生涯学習課長	平 澤 和 宏
教育総務部教職員課長	高 橋 淳 一
教育総務部学校管理課長	丸 茂 勉
学校教育部長	中 山 俊 史
学校教育部教育指導課長	渡 辺 文
学校教育部支援教育課長	小田部 英 仁
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	伊 藤 学
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	石 渡 尚
教育研究所長	新 倉 邦 子

4 傍聴人 6名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に齋藤委員を指名した。

○ 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは、平成 23 年 5 月 28 日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに市議会対応についてです。

6 月 8 日から 17 日間の会期で、市議会第 2 回定例会が開催されています。8 日、9 日と行われた本会議での一般質問では、東日本大震災に関連して、地震発生時の対応、地域防災計画の見直しなど、今後の方向性についても、多くのご質問をいただきました。教育委員会の関連では、学校防災計画の課題や改善点について、また、福島第 1 原子力発電所の事故に伴い発生した「放射性物質」に対する保護者の不安にどのように対応するのか、など様々なご質問をいただきました。

10 日に行われた予算決算常任委員会教育福祉分科会では、諏訪小学校建替え工事で発生した建設残土を、産業廃棄物等として処理するための処分費を追加計上するための補正予算の審議が行われ、本日午後の本会議で議決をいただく予定です。

同じく 10 日に行われました教育福祉常任委員会では、横須賀市の被災地・避難者支援についての報告を行い、本市に避難されてきた児童生徒の受け入れ状況や、博物館が行っている標本の修復作業について報告を行いました。

また、14 日には教育福祉常任委員会の所管施設視察が行われ、教育委員会につきましては、4 月 26 日に開館した佐島の丘温水プールの視察が行われました。

なお、本日午後、補正予算の議決をいただいた後、これに伴い諏訪小学校建替え工事の内容を変更するための契約変更議案について追加提出し、本日中に審議、採決が行われる予定です。

続きまして、市立学校の創立記念式典についてです。

6 月 4 日に、昭和 16 年、浦郷小学校と船越小学校から児童を迎えて開校された追浜小学校の創立 70 周年の節目を祝う会が、また、6 月 11 日には、昭和 36 年に田浦中学校から分離した追浜中学校の創立 50 周年記念式典がそれぞれ盛大に開催されました。来賓である地域代表の方々からは、学校や児童生徒に温か

い励ましの言葉をいただき、改めて両校が「地域に支えられている学校」であることを実感いたしました。

続きまして、芸術鑑賞会についてです。

6月13日、14日によこすか芸術劇場で「第16回横須賀市小学校5年生芸術鑑賞会」を開催いたしました。指揮は、神奈川県立追浜高等学校の卒業生で世界的に活躍されている飯森範親さん、演奏は、神奈川フィルハーモニー管弦楽団により、「威風堂々」などが演奏されました。また、楽器を紹介するコーナーでは、各楽器の音色の違いに目を輝かせる子どもたちの姿が多く見られました。

公演の中では、参加した小学生全員と神奈川フィルハーモニー管弦楽団が、「ビリーブ」を共演したり、児童がオーケストラを伴奏に、「横須賀市歌」を歌う場面もあり、大変感動いたしました。

私からの報告は以上でございます。

日程第1 議案第19号『平成24年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第19号「平成24年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について」、ご説明申し上げます。

この要綱は、平成24年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集の基本方針として制定するもので、県教育委員会が定める「平成24年度神奈川県公立高等学校入学者の募集及び選抜実施要領(案)」に準拠しております。

3ページをお開きください。制度面において、今年度は昨年度との変更点はありません。志願資格、募集方法、全日制・定時制の募集期間、学力検査の日程、志願変更期間、二次募集の期間等を今年度の日程をもとに定めております。なお、学力検査等の期日の公式発表は、県立高等学校を設置する神奈川県、市立高等学校を設置する横浜市、川崎市もそれぞれの教育委員会に「平成24年度県立及び市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」を付議することになっております。県と横浜市、川崎市と本市の三市教育委員会の議決後に、「公立高等学校入学選抜日程」として、正式に記者会見を行う予定になっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、平成24年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱についての説明を終わらせていただきます。

(三塚委員)

この日程の中で、3月1日は、恐らく横須賀総合高等学校の卒業式が行われるのではないかと思いますので、定時制の課程の後期選抜、全日制の二次募集の志願変更期間に当たりますので混乱がないように学校連絡をとって行っていただきたいと思います。

(教育指導課長)

横須賀総合高等学校と混乱のないように打ち合わせていきたいと思います。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第19号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

- 日程第2 請願第1号『中学校公民教科書採択に関する請願（その1）』
- 日程第3 請願第2号『中学校公民教科書採択に関する請願（その2）』
- 日程第4 請願第3号『中学校歴史教科書採択に関する請願（その1）』
- 日程第5 請願第4号『中学校歴史教科書採択に関する請願（その2）』
- 日程第6 請願第5号『公立中学校用社会科－歴史/公民教科書の採択について（請願）』
- 日程第7 請願第6号『公立中学校における教科書採択に関する要望書』
- 日程第8 請願第7号『望ましい歴史教科書の採択を求める請願書』
- 日程第10 請願第9号『中学校公民教科書採択に関する請願（その3）』
- 日程第11 請願第10号『東京書籍、帝国書院、教育出版などの公民教科書を採択しないように求める要望書』
- 日程第12 請願第11号『東京書籍、帝国書院、教育出版などの歴史教科書を採択しないように求める要望書』
- 日程第13 請願第12号『育鵬社・自由社の公民教科書の採択を求める要望書』
- 日程第14 請願第13号『育鵬社・自由社の歴史教科書の採択を求める要望書』

委員長 請願第2号から第7号及び第9号から第13号は、いずれも教科書採択に関する請願のため、一括して議題とすることを宣言

請願事項について、書記が朗読

委員長 関係理事者から所見を聴取

(教育指導課長)

請願第1号「中学校公民教科書採択に関する請願(その1)」、
請願第2号「中学校公民教科書採択に関する請願(その2)」、
請願第3号「中学校歴史教科書採択に関する請願(その1)」、
請願第4号「中学校歴史教科書採択に関する請願(その2)」、
請願第5号「公立中学校用社会科一歴史/公民教科書の採択について(請願)」、
請願第6号「公立中学校における教科書採択に関する要望書」、
請願第7号「望ましい歴史教科書の採択を求める請願書」、
請願第9号「中学校公民教科書採択に関する請願(その3)」、
請願第10号「東京書籍、帝国書院、教育出版などの公民教科書を採択しないように求める要望書」、
請願第11号「東京書籍、帝国書院、教育出版などの歴史教科書を採択しないように求める要望書」、
請願第12号「育鵬社・自由社の公民教科書採択を求める要望書」、
請願第13号「育鵬社・自由社の歴史教科書採択を求める要望書」については、
全て「中学校教科書採択に関した件」ですので、所見につきましてはあわせて述べさせていただきます。

請願第1号の願意は、「中学校公民教科書の採択にあたっては、日本国憲法
の精神が色濃く反映されているかの視点に立って、比較審査すること」を求めた
ものです。

請願第2号の願意は、「日本人の心を『約束を守り、礼節を重んじ、嘘をつか
ず、金で動かない、勇気がある』ととらえている公民教科書を採択すること」
を求めたものです。

請願第3号の願意は、「中学校歴史教科書の採択にあたっては、国が永久に保
障した基本的人権を尊重する憲法の精神にのっとり提示した観点に立って採
択すること」を求めたものです。

請願第4号の願意は、「中学校歴史教科書の採択にあたっては、生徒たちに国
際的負い目を背負わせる記述のある教科書を採択しないこと」を求めたもの
です。

請願第5号の願意は、

- 1 「教科書の採択に当たっては、改正教育基本法の趣旨を踏まえて制定された
新学習指導要領に定める各教科の目標・内容に照らして、最も相応しい教科
書を採択すること」、
- 2 「新学習指導要領に定められている教科の目標・内容への適合度によって判
断するということをベースに調査研究―比較検討、評価し、適切な教科書採
択を行うこと」、
- 3 「歴史分野と公民分野について、比較検討に適切と思われる提示した評価基
準の案を参考にすること」

を求めたものです。

請願第6号の願意は、

- 1 「自由社版及び育鵬社版の教科書を採択しないこと」
- 2 「正しい歴史認識に基づいた歴史教科書を採択すること」

3 「採択時は、公開会議、開かれた採択を行うこと」
4 「更なる平和と人権尊重、国際協調を目指した教育を推進すること」
を求めたものです。

請願第 7 号の願意は、

1 「『つくる会』主導の自由社版の歴史教科書ならびに、『日本教育再生機構』
主導の育鵬社の歴史教科書を採択しないこと」
2 「教科書採択において、厳正で公正な採択を行うこと」
3 「グローバルな世界観とアジアの相互理解に役立つ歴史認識を育む『望まし
い歴史教科書』を採択すること」
を求めたものです。

請願第 9 号の願意は、「東京書籍の中学公民教科書を不採択とすること」を求
めたものです。

請願第 10 号の願意は、「東京書籍、帝国書院、教育出版などの公民教科書を
採択しないこと」を求めたものです。

請願第 11 号の願意は、「東京書籍、帝国書院、教育出版などの歴史教科書を
採択しないこと」を求めたものです。

請願第 12 号の願意は、「育鵬社・自由社の公民教科書採択を採択すること」
を求めたものです。

請願第 13 号の願意は、「育鵬社・自由社の歴史教科書採択を採択すること」
を求めたものです。

教科書の採択については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23
条第 6 号において、教育委員会の職務権限とされております。

従って、教育委員会では、全ての教科書に対して、日本国憲法・教育基本法
の下、「学校教育法」第 21 条及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に
関する法律」及びその「施行令」などの法令に則り、「平成 24 年度使用教科用図
書採択基本方針」を決定し、多面的・多角的に評価できるように定めた観点の
下、教科書採択を実施します。

この方針に基づき、教育委員会の権限と責任において、学校・子ども・地域
の特性を配慮して、優れたものを採択するという原則を貫いてまいります。

このことを揺るがす恐れのある、あらゆる政治的圧力や運動及び宣伝行為か
ら独立して採択事務を進めてまいります。

(齋藤委員)

ただ今の教育指導課長のお話の中で、多面的・多角的に評価できるような観点
から教科書採択を実施するということですが、実際には、評価の観点というの
はどういうものでしょうか。

(教育指導課長)

評価する観点につきましては、神奈川県教育委員会の「平成 24 年度使用中学校、
高等学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査・研究の観点」というものがご
ざいまして、それにほぼ準じて定めております。

(齋藤委員)

ほぼ準じているということは、違うところもあるということでしょうか。

(教育指導課長)

県の教科種目に共通な観点として定めているものが幾つかあるのですが、その中に、神奈川教育ビジョンとの関連というものがございしますが、これについては横須賀市でははずしております。また、教科の中で、美術の観点において、一部文言を変えて調査する内容を変えました。

(齋藤委員)

神奈川教育ビジョンのところは、横須賀市は除外するという事なのですが、それ以外の神奈川県の見点についてももう少し説明いただけますか。

(教育指導課長)

県の見点につきましては、大きく分けますと共通なもの、教科ごととなっておりますけれども、共通なものとしたしましては、横須賀市でも同様ですが、教育基本法、学校教育法、学習指導要領との関連というところ、また、内容、構成、分量、装丁といった作り具合、内容については各教科の学習内容ということですが、それから表記・表現というものが共通な部分です。他の部分については教科ごとに細かく見点が決まっています。

(三塚委員)

学校・子ども・地域の特性を配慮して、と先ほど述べられたと思うのですが、神奈川県は神奈川教育ビジョンとの関連ということで、横須賀市は今年4月から横須賀市教育振興基本計画がスタートしていて、横須賀市の目指す子ども像とか、その採択の中で地域の特性という点でとり入れられた見点というのはあるのでしょうか。

(学校教育部長)

横須賀市教育振興基本計画につきましては、教育基本法や学習指導要領に基づいて大きい枠の中で構成している部分がありますので、先ほどの見点につきましては、大きく学習指導要領、或いは教育基本法に準じてと謳っていますので、その範疇の中で定めているところでございます。

(齋藤委員)

採択の結果についてはどのように開示をされる予定なのでしょうか。

(教育指導課長)

採択結果につきましては、審議した教育委員会会議終了後、市政情報コーナーでできるだけ早く開示できるような形で進めていきたいと考えています。ただし、各教科の専門委員名簿につきましては任期が8月31日までですので、9月1日からの開示となります。

(永妻委員)

公正に子どもたちにとって優れた教科書を採択していくという中では、きちんとした情報開示も積極的にしていかなければいけないということで、結果につきましては適性に開示ということが求められていると思います。その中で、より多くの方々に、学校現場はもとよりですけれども、教科書を見ていただくということも必要かと思います。横須賀市では展示会を行っておりますけれども、どのような方法で、多くの方々に来ていただくための工夫などを伺えればと思います。

(教育指導課長)

展示会につきましては、6月17日から6月30日までの14日間行っております。工夫といたしましては、会場を2カ所設けまして、1つは教科書センターとなっております久里浜の教育研究所、もう1つは横須賀中央の勤労福祉会館、この2カ所で行っております。土曜日、日曜日、休日も開催してより多くの方にご覧いただきたいと考えておりますし、各学校の先生方にも見ていただけるよう20時まで開いております。また、展示会について広報よこすかで周知するようにし、報道機関にもお知らせします。

(森武委員長)

広報よこすかは勿論だとは思いますが、市や教育委員会のホームページでの広報はされているのでしょうか。

(教育指導課長)

ホームページには掲載しておりません。

(森武委員長)

学校、特に中学校の先生に来ていただく大事な場ですし、市民の方にも全ての教科書を見ていただける重要な機会ですので、今後はあらゆる媒体を使って広報していただければと思います。

(学校教育部長)

委員長のご指摘はもっともだと思いますので、次年度以降、教育委員にもご理解いただけるような広報をしていきたいと思います。

(教育総務部長)

教科書展示会については報道機関に投げ込みをするとホームページに掲載されますので、今年度についても周知したいと思います。

(森武委員長)

まだ期間中ですので、お願いいたします。

(永妻委員)

請願の取り扱いについてお話しさせていただきたいと思います。先ほど教育指導課長から、請願について所見を述べさせていただきました。教科書採択につきましては、所見にありましたように、教育委員会の権限と責任におきまして適性に採択事務を行ってまいります。この原則は、これからも変わるものではございません。請願の取り扱いについては、横須賀市の教育委員会会議規則では採択・不採択という規定はございません。従いまして、それぞれの請願者の方に対しましては、先ほどの教育指導課長からの所見をもちまして、教育委員会の所見として回答することでいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

委員長 書面により所見を回答することを決定

日程第9 請願第8号『横須賀の子どもたちを放射能被曝から守るための請願書』

委員長 議題とすることを宣言

請願事項について、書記が朗読

委員長 関係理事者から所見を聴取

(教育総務部長)

所見につきましては、請願内容のうち、教育委員会の所管する市立学校及び

市立幼稚園に関する内容についての所見とさせていただきます。また、請願内容が多岐にわたっておりますので、各関係課長からそれぞれ所見を述べさせていただきます。

(学校保健課長)

それでは、私からは、請願内容のうち、1点目、2点目、6点目についての所見を述べさせていただきます。

初めに、請願内容1についてですが、願意は、「給食に使用するすべての食材は、国の暫定基準値以下であっても汚染物質が含まれる場合は、児童に提供しないこと」を求めるものです。

こちらにつきましては、国は、放射性物質に関する暫定規制値を定めておりました。規制値を超えたものについては、出荷制限や摂取制限といった措置が取られております。本市におきましては、この暫定規制値を超えないものは安全であると判断しているため、市場に出回っているものを使用しないなどの規制は予定はしておりませんが、保護者の方々により安心していただくために、給食食材の放射性物質の測定検査を実施したいと考えております。

続きまして、請願内容2についてですが、願意は、「保護者または児童からの要望があれば、弁当、飲み物の持参を認めることと併せ、その旨を保護者あてに通知すること」を求めるものです。

こちらにつきましては、学校給食は、学校給食法及びこれに基づく学校給食実施基準により、すべての児童に対し提供することと定められています。また、学校給食は、食教育においても、「生きた教材」として大変重要な役割を果たしております。教育活動としても位置付けをしていることから、現段階では、弁当持参の希望をとる予定はございません。

なお、本市の水道水は上下水道局が毎日検査を行い、安全性が確認されておりますので、安心して飲んでいただきたいと考えています。また、水筒に関しましては、昨年から、夏場の熱中症対策ということで、個々の学校から保護者あてに登下校時の熱中症対策で水筒の持参の通知を出しているところでございます。

続きまして、請願内容6についてですが、願意は、『「放射線から子どもを守るパンフレット」等を作成し、学校および保護者に配布し、学校での日常生活において放射線から児童を守るのに有効な方法など、学校と保護者が情報共有や認識の共有ができるようにすること』を求めるものです。

こちらにつきましては、本市では、18か所のモニタリングポストで環境放射線の監視を行うとともに、水道水の検査、小中学校の校庭やプール水の放射線量の測定などを行い、その結果を公表しているところでございます。また、文

部科学省では、「保護者の皆様へ」というお知らせをホームページ上で公開し、放射線やそれに対する注意事項などの情報提供を行っております。これらのことを踏まえ、本市における放射線への対応と併せ、保護者向けの情報を掲載したパンフレットを作成し、配布したいと考えています。

私からは以上でございます。

(学校管理課長)

私からは、請願内容のうち、3点目、4点目、7点目について所見を述べさせていただきます。

初めに、請願内容3についてですが、願意は「市内すべての学校等の園庭、校庭の砂場およびグラウンドの放射線量を継続的に測定し、公表すること」を求めるものです。

市立学校の放射線量の測定については、平成23年6月3日に市内を5地域に区分し測定を行い、その結果、モニタリングポストの観測数値と同様の日常生活に支障がない数値となっていました。この結果は本市ホームページで公開しておりますが、安心したとの声やより多くの学校での測定を求める声をいただいたことから、現在、市立学校すべての校庭の放射線量の測定を実施することで準備を進めております。

なお、継続的な測定や砂場等の実施個所の拡大については、今後行う測定の結果や本市に設置されたモニタリングポストの観測値、福島第1原発の状況を見て、実施の判断をしていきたいと考えています。

続きまして、請願内容4についてですが、願意は、「学校等の施設内において保護者または市民が希望した場合、個人の測定器などを用いた測定を認めること」を求めるものです。

こちらにつきましては、学校施設内の放射線量の測定にあたっては、測定方法の研修を受けた本市職員が同一の機材と測定方法で行い、速やかに公表しています。このような中で、個人が所有する測定器での測定では、機材や条件等が異なる中で測定されることが予想され、測定結果が異なることにより混乱が生じてしまうことも考えられますので、個人による測定はご遠慮いただきたいと考えています。

続きまして、請願内容7についてですが、願意は、「放射能汚染された汚泥由来のセメントや汚染地域での土が市内教育施設や施設内で使用されないよう建築資材の管理を徹底することと、教育委員長や市長による安全証明書を発行すること」を求めるものです。

こちらにつきましては、学校施設をはじめとする施設の建築工事担当である都市部に対して、対応方法等を聴取しましたので、その結果を申し上げます。

市が発注する公共施設の工事担当部門によると、工事に使用する建設資材は、一部の報道にあったような放射性物質が検出された汚泥を再利用したものは使用していないとのこと。また、今後もこのような汚染資材を使用されることがないように、安全管理を行いますので、ご意見のような安全証明書の発行は必要ないと聞いております。

私からは以上でございます。

(教育指導課長)

私からは、請願内容のうち、5点目について所見を述べさせていただきます。

請願内容5の願意は、「課外活動においては、事前に実施場所の放射能検査を行い、放射線量を保護者に事前通達の上で実施すること」を求めたものです。

こちらにつきましては、現在、市立学校における教育活動については、市内18か所のモニタリングポストの放射線量及び市内各校で放射線量の測定結果等を参考にして実施しております。よって、事前に課外活動実施場所の放射線量の測定をする予定はありません。しかし、今後も活動終了後には、児童生徒に、日常生活の中で予防策として有効な手洗いやうがいについての励行を促していきたいと考えています。

以上でございます。

(三浦委員)

校庭での測定をされているということですが、どのような場所で測定されたのでしょうか。

(学校管理課長)

空間線量の測定ですので、現在は校庭の真ん中1カ所、地上から0m、0.5m、1mの場所で測定しています。

(齋藤委員)

牛乳と野菜の安全性についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

(学校保健課長)

牛乳につきましては、農林水産省、消費者庁のホームページを参考にしておりますが、酪農家が搾乳した練乳をクーラーステーションという大きい施設に保管します。クーラーステーション単位での検査ということになりますが、そこで検査されて安全なものだけが出回っておりますので、そこからさらに工場へ運ばれて乳製品に加工されるということになっておりますので、牛乳に関し

ましても実際には安全なものだけしか出回っていないと考えています。

野菜等につきましても国からの指示のある自治体及び隣接自治体では計画的に継続して検査をしております、その結果、国の暫定規制値を超えないものだけが出回っているということで、実際ここ2カ月程度を見ますと、基本的に全て不検出ということで安全であると確認しております。

(三塚委員)

水道水の安全性と併せて、熱中症対策での水筒持参についてはどのように指導されているのでしょうか。

(学校保健課長)

昨年、非常に夏が暑くて、保護者からも強い要望がございまして水筒の持参を各学校の状況、通学の距離の長短等あるのですが、各学校で判断をしていただいて、水筒の持参を認めてあげるような通知を教育委員会から各学校に出しております。元々、水道水は上下水道局で毎日検査をして、結果をホームページで公開しております。この水道水の検査結果につきましても、横須賀市では不検出ということですので、安全・安心であると考えております。

(三塚委員)

この請願に対して、内容からみて教育委員会の部分は回答いただいたのですが、放射線に関しては全市的な対応をされていると思うのですね。そうしますと、子どもたちに対応しているこども育成部などどのような連携をして今後対応していくのかお訊きしたいのですが。

(教育総務部長)

実際には情報提供等を行って意見交換をしています。横須賀市では市民安全部が放射能も含め担当部になっております。そこで教育委員会サイドの意見を伝えたり、校庭を調べる場合も、校庭だけでなく、保育園はいいのかというような話し合いもこども育成部としました。こども育成部は保育園はしなくてよいという判断で、市内5カ所は学校でというような話し合いをしていますので、常に情報交換をしているというのが現状でございます。

(齋藤委員)

放射能に関しては福島第1原発が沈静化している訳ではありませんので刻々と情報が変わっていったる程度長期にわたる対応が必要だと思っておりますが、保護者の方はとても不安に思っているんじゃないかと。今後、どのよう

な対応、方針を考えていらっしゃるのでしょうか。

(教育総務部長)

教育委員会は教育委員会として児童生徒を非常に大切に思っているように、横須賀市として横須賀市民を守るために、市長以下、市民安全部が中心になって連携をしながら対応していこうというところの中で、状況によって対応は変わってまいります。臨機応変と言えば、「何だ、決まってないのか」と言われると困るのですが、全ての情報を集めながら市民安全部が中心となって、教育委員会が考えていないということではなくて、先ほど申しましたように意見を言いながら情報交換をして横須賀市全体で対応していこうと考えております。

(三塚委員)

学校の校庭の測定をされたのは良いことだと思うのですが、学校の先生が立ち会い等をされたのかどうか、実際に測定された方、使用された機材がわかれば教えていただきたい。

(学校管理課長)

校庭の測定につきましては、危機管理課の職員2名が測定を行うということで、これに学校管理課の職員1名が立ち会いをし、各学校の校長か教頭に立ち会っていただくということになっています。測定機器につきましては、危機管理課が所有しているアロカ社のUAIシンチレーションサーベイメータTCS-171という機器を使っています。

(森武委員長)

学校全体に広げられる時、現状で既に5カ所終わられているということですが、測定場所は校庭のどこなのかももう少し詳しく教えてください。

(学校管理課長)

今回は全ての学校の1回目ということになりますので、比較するというところで校庭の真ん中と全校にお知らせしています。その後につきましては継続性も検討しないといけません。芝生、側溝等、新聞報道等で心配される所もありますので、その辺についても調整していきたいと考えています。

(森武委員長)

恐らく現状としては3月に雨で降った放射性物質が溜まっている状況ではないかと思えます。それで今仰った芝生とか側溝という話が出ているのでは

ないかと思うのですが、報道を見ている、いわゆるホットスポットと言われているような放射性物質が溜まっている所は、校庭の真ん中よりはむしろ芝生とか側溝が多いと思いますので、全校、1回目に測られるのは、当然同条件ということで校庭の真ん中で結構ですが、それ以外で、数カ所でも構わないので、サンプリングとして例えば校内の色々な場所の数値を公表すれば恐らく皆さんも安心されるのではないかと思うのです。勿論、なかなか教育委員会だけでできることではないので、ここで決める訳にはいかないでしょうが、市民安全部ともそういった調整をお願いしたいのですが。

(教育総務部長)

今、この場でご意見を伺いましたので、一度全校の検査が終わりました後の検査につきましてはサンプリングで各場所をやっていくような調整をさせていただきたいと思います。

(傍聴者から発言を求める声 本請願者である旨を確認)

委員長 本請願の事情の陳述のみを許可

(請願者)

今日はお忙しいところこのような形で請願を審議していただきありがとうございます。回答内容の中で教育委員会としてすぐ対応していただける動きがあるということで安心した部分が多かったのでお礼申し上げます。

各課長さんたちからのご回答をお聞きして思ったのですけれども、国の暫定基準値を満たしているとかそういったことを基準に安心宣言されているのは、当然のことだとは思いますが、保護者からの不安というのは国の暫定基準が非常に信頼性が薄いか報道されている内容を信頼するのに値する科学的データがないということが心配で、日々子どもや学校の心配をされている方が多いので、国の暫定基準値を満たしていますとかそういったことが本当に安心するのに値するものなのかという根拠を示していただければ非常に安心できるなと思うのですね。

例えば、水道水でも国の暫定基準値を満たしている数%の生活に支障のないレベル、その出てきたデータが本当に支障のないレベルなのか、どういうデータをどういう形で横須賀市はそういう判断したのかということが示されないといつまでたっても保護者の心配は消えないと思いますので、検出レベルが国の暫定基準値と同じレベルで給食の検査をされるというのはあまり意味がないと思います。

ですので、できる限り細かい測定、国の暫定基準に合わせてやるのではなくて測定自体をできる限りの測定というものを目指してやってもらいたい、それで安心だということを示していただけると折角やっていただくのであれば非常に意味があると思うので、市民の方も、「国よりも横須賀市の方が安心だ」と思うそういう活動を、これからもし、お金と時間をかけて皆さんに活動していただくのであれば国よりも安全だというそれぐらいを目指してやっていただければこれからは安心だなと思います。

質問は改めて今後させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
ありがとうございました。

(森武委員長)

ただいまの陳述ですが、恐らく請願内容の1が主だと思われかもしれませんが、「給食に使用する全ての食材は、国の暫定基準値以下であっても汚染物質が含まれる場合は、児童に提供しない」というところに関して述べていただいたのだと思います。これに関して所見がございましたらお願いしたいのですが。

(学校保健課長)

先ほど所見を述べさせていただきましたとおり、本市では国の暫定規制値を上回っていないものが市場に出回っているということで、実際にホームページ等で公表されているものにつきましても、不検出となっているもので、例えば暫定規制値 2,000 ベクレルで 1,900 ベクレルのものが出ているということではなくて不検出というものが出ているということでその数値を横須賀市としては見て判断をしている訳ですので、現段階では安全と判断しているということに変わりはありません。また、本市独自に放射線量の科学的根拠、暫定規制値のようなものを考えていくというようなことは予定しておりません。

(森武委員長)

食材に使われているようなものの産地等を見ながら公開されている情報があるという理解でよろしいのでしょうか。

(学校保健課長)

横須賀市で使用する食材はどこの産地で、それは既に検査を通っているものだという形での公開はしておりません。横須賀市で使っている、使おうとしている食材が、検査を通ってきているものと同じ産地の同様の食材と確認をしながら使用している状況でございます。

(森武委員長)

その時の暫定規制値に対して全く検出されていない場合、されていてもいくら、という値は参考にされているという理解でよろしいのでしょうか。

(学校保健課長)

確認をしております。

(森武委員長)

水道水は不検出ということですが、検出感度について調べられていたと思うので、もしこの場で紹介できればお願いしたいと思います。

(学校保健課長)

水道水につきましては、検出感度が10ベクレルのラインを目標に設定していると確認しております。

(森武委員長)

現状でずっと不検出が続いているということは、10だとしますと、10以下になっているということを毎日確認しているという理解でよろしいのでしょうか。

(学校保健課長)

そのように認識しております。

(三浦委員)

食材について独自に測定するというお話でしたが、その結果については公開されるのでしょうか。

(学校保健課長)

その準備を進めているところでございますが、その対象品目ですとか、検査方法等につきましてこれから詰めていくところでございます。検査結果につきましては公表する予定でございます。

(森武委員長)

プールの検査について、先日公開されたと思うのですが、不検出というのは、検出器で検出できる感度を下回っているということですので、市民の皆さまも色々ご関心が高くてご心配も多いので、それ以下のレベルであったので不検出というような情報、見れば分かるようになっているのですが、ぱっと見ただけ

では分からないこともございますので、もし情報公開されるような場合にはその辺りにもご配慮いただいて、なるべく積極的な情報公開をお願いできればと思います。

(学校保健課長)

そのようにしていきたいと思っております。

(三塚委員)

保護者の不安もたくさんあったと思うのですね。先ほど、パンフレットを作成して配布するというお話があったと思うのですが、保護者の皆さまの不安が少しでも軽減できるような方向でパンフレットの作成をお願いできればと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

(学校保健課長)

三塚委員ご指摘のとおり、保護者の方のご不安を少しでも軽減できるような情報をパンフレットの中には盛り込んでいきたいと考えております。具体的な中身についてはこれから作成していくのですが、なるべくそのような方向で作成していきたいと考えています。

(森武委員長)

パンフレットのお話がありましたけれども、先ほど教育指導課長から、手洗いの励行やうがいをしましょうというお話がありました。先生方への情報提供で良いと思うのですが、例えば放射能そのものは手を洗ったからといって治まるものではありませんが、付着してしまった放射性物質は手洗いすればとれるというような基本的なところから、知っておられる方もいれば、あまり知識がない方もいらっしゃるのでは、その辺りにも注意してパンフレットの作成と、保護者は勿論ですし、先生方にも情報を積極的にご提供いただければと思います。

(学校保健課長)

そのように努めていきたいと考えております。

(永妻委員)

ただいま各課長から所見を述べた後に、請願者の方からも意見を言いたいということでお話がございました。まだまだ横須賀市として対応している部分では、保護者の皆さまにとりまして或いは市民の方にとりましても安心という状

況にはほど遠いのかなというのが実感でございますので、正しい情報、数値でもっての情報公開ということも、改めて各委員からのご指摘もございましたので、学校現場も含め保護者の方に安心していただけるように何ができるか市民安全部とも連携しながら、そのことを第一に、様々できることはやってまいりたいと思っております。

請願につきましては、本日請願者の方がいらっしゃいましたが、各課長からの所見をもって回答することとさせていただき、なおかつまだ色々お尋ねになりたいことがあるようですので、そちらにつきましても真摯に取り組んで対応してまいりたいと思います。

(各委員)
異議なし

委員長 書面により所見を回答することを決定

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『中央図書館及び自然・人文博物館耐震補強工事施工に伴う休館について』

(中央図書館長)

「中央図書館及び自然・人文博物館耐震補強工事施行に伴う休館について」ご説明いたします。まず、私から、お手元の資料の「１ 中央図書館」についてご説明いたします。

中央図書館の旧館部分については、開館以来48年が経過し、耐震補強が必要でありますので、今年度、工事を施行させていただきます。工期は（１）に記載のとおり、平成23年9月から平成24年3月末までを予定しています。

工事施行中は、（２）に記載のとおり、施設の休館をさせていただきます。アの旧館部分については、実際に工事を行いますので、9月から来年3月末までの全工期7ヶ月間、休館させていただきます。これにより、読書室や視聴覚ライブラリーなど、記載の1階から3階までの施設が全工期期間中ご利用いただけなくなります。

次に、イの新館部分については、特に騒音や振動が強い工事を行う10月、1カ月間、休館させていただきます。従いまして、10月は中央図書館全館が休館となりますので、図書の閲覧室を含む全ての施設がご利用いただけなくなります。

なお、(3)に記載いたしました但、中央図書館が行っております、視聴覚資料・機材の団体貸出し、駅の返却ポスト、宅配・郵送サービス、児童・北・南図書館や各コミュニティセンター図書室への配送については、全工期中、継続して行います。

以上で、中央図書館耐震工事施行に伴う施設の休館についての説明を終わります。ご迷惑をおかけいたしますがよろしくお願いいたします。

(博物館運営課長)

続きまして、自然・人文博物館の館耐震補強工事施行に伴う休館についてご説明いたします。

自然・人文博物館のうち、自然博物館は昭和45年に開館し、40年が経過しており、一昨年度行いました耐震補強診断におきまして、耐震補強工事が必要であるということから、本年度、9月から1月末までの期間で工事を予定しております。

休館施設につきましては、全館において通常どおり開館いたしますが、一部の展示について、耐震補強工事が必要な壁に隣接する展示スペースを、展示品を移設してその期間の展示をご覧いただくことができなくなります。具体的には、自然館1階の生命の歴史、美しい岩石と、自然館2階の珍しい標本コーナーでございます。また、その他の施設として、自然館1階の講堂、科学教室、これは教育普及活動でもあります講座等を行っている場所ですが、こちらと、多目的トイレ、男女トイレが使用できなくなります。

教育普及活動につきましては人文館1階の講座室、3階の2部屋の学習室がございまして、支障がないと考えています。また、トイレにつきましても他のフロアにトイレがございまして、来館者の方に多少のご不便はおかけしますが、支障はないものと判断しております。

以上で、自然・人文博物館耐震工事施行に伴う施設の休館についての説明を終わらせていただきます。

(三塚委員)

博物館関係で、9月24日に小学生の「創意くふう展」が予定されていると思います。例年、科学教室で開催されていたと思うのですがその会場は変更されているのでしょうか。

(博物館運営課長)

教育研究所の3階の研修室を代用したいと考えていますので、近くなりましたらまたご案内させていただきます。

(森武委員長)

中央図書館の休館中も継続するサービスということで、「児童・北・南図書館・コミュニティセンター図書室等への配送」というのがありますが、これは具体的にはどういうことを書かれているのでしょうか。

(中央図書館長)

今は本の予約はインターネットでもできますので、中央図書館の蔵書についてインターネット予約が入った場合、受け渡し場所を例えば児童図書館にするなどして、配送することで、閲覧はできませんが本の貸し出しはできるようにします。

(森武委員長)

そうしますと、インターネットで蔵書を検索して、別の図書館であれば何日後かに無料で取りに行けて、送料払えば送ってもらうこともできるということで、本自体の貸し出しは継続されているということによろしいのでしょうか。

(中央図書館長)

そのとおりでございます。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

平成 23 年 6 月 24 日 (金) 午前 10 時 58 分

横須賀市教育委員会

委員長 森 武 洋